



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年8月7日金曜日 第129号

◇ 目 次 ◇

特約業者の指定.....(税務課)... 622

特約業者の指定の取消し.....(")... 622

落札者等の告示.....(防災危機管理課)... 622

救急病院の協力申出(2件).....(医療対策課)... 623

地籍調査事業計画の公表.....(農政課)... 623

農用地利用配分計画の認可.....(農政課農地・担い手対策室)... 623

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(砂防課)... 623

公共測量の実施の通知(2件).....(道路維持課)... 624

愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....(会計課)... 624

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....(東予地方局環境保全課)... 624

道路の供用開始(県道森松重信線).....(中予地方局管理課)... 626

開発行為に関する工事の完了(2件).....(中予地方局建築指導課)... 626

道路の区域変更(県道滑床松野線).....(南予地方局管理課)... 627

道路の供用開始(").....(")... 627

道路の区域変更(県道串内子線).....(南予地方局大洲土木事務所)... 627

道路の供用開始(").....(")... 627

道路の区域変更(県道柳沢新谷停車場線).....(")... 628

道路の供用開始(").....(")... 628

訓 令

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....(人事課職員厚生室)... 628

公 告

調剤業務支援システムの借入れ.....(障がい福祉課)... 629

教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....(教育総務課)... 630

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第885号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定をした。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
愛媛県漁業協同組合 代表理事組合長 平井 義則	松山市二番町四丁目6番地2	令和2年 7月1日

○愛媛県告示第886号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
愛媛県漁業協同組合 代表理事組合長 平井 義則	松山市二番町四丁目6番地2	令和2年 6月30日

○愛媛県告示第887号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務一式	愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年7月3日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪府大阪市北区堂島三丁目1番21号	138,902,500円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第888号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	宇和島市	令和5年7月31日まで

○愛媛県告示第889号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
奥島病院	松山市道後町二丁目2番1号	医療法人団仲会	令和5年8月1日まで

○愛媛県告示第890号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和2年度の事業計画を、令和2年7月22日次のとおり定めた。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	西垣生地区（南部）	令和3年3月31日まで	地籍調査
	玉谷地区	〃	〃
	藤野地区	〃	〃
	城山地区	〃	〃
	神次郎地区	〃	〃
今治市	西垣生地区（北部）	〃	〃
	立花町2丁目等6単位区域	令和3年3月31日まで	地籍調査
	立花町1丁目等3単位区域	〃	〃
	郷六ヶ内町2丁目等4単位区域	〃	〃
宇和島市	八町西1丁目等5単位区域	〃	〃（概況調査）
	下畑地の第10	令和3年3月31日まで	地籍調査
	高串の第5	〃	〃
	高串の第6	〃	〃
	高串の第7	〃	〃
新居浜市	高串の第8	〃	〃
	光明寺の一部	令和3年3月31日まで	地籍調査
	久保田町一丁目・久保田町二丁目	〃	〃（概況調査）
	保土野の一部	〃	地籍調査

西条市	荒川の一部・黒瀬の一部	令和3年3月31日まで	地籍調査
	千町の第一・藤之石の第一	〃	〃
大洲市	宇津第5計画区	令和3年3月31日まで	地籍調査
	宇津第6計画区	〃	〃
	菅田第4計画区	〃	〃
	菅田第5計画区	〃	〃
四国中央市	菅田第6計画区	〃	〃
	川滝町下山・領家5	令和3年3月31日まで	地籍調査
	富郷町津根山2	〃	〃
	金生町山田井11	〃	〃
	富郷町津根山3	〃	〃
	富郷町津根山4	〃	〃
松前町	川滝町下山・領家6	〃	〃
	金生町山田井12	〃	〃
	浜（新立）第1地区	令和3年3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第891号

令和2年7月22日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
渡部仁志	愛媛県西条市	愛媛県西条市安用出作168番ほか11筆	12,452

2 申請年月日

令和2年7月30日

○愛媛県告示第892号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

大浦西（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和50年4月 愛媛県告示第313号）大浦西の項で指定した標柱11号と標柱10号を結んだ線、標柱10号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	明浜町俵津	2 番耕地920番	12号
		2 番耕地844番	13号
		2 番耕地845番	14号
		2 番耕地866番	15号、16号

○愛媛県告示第893号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年8月11日から

- 3 作業地域 愛媛県東温市下林地内

○愛媛県告示第894号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深（陸部及び水部の地形測量））
- 2 作業期間 令和2年8月3日から
令和3年1月29日まで
- 3 作業地域 重信川流域

○愛媛県告示第895号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
宇第3号	宇和島市吉田町立間尻甲428番地	愛媛県漁業協同組合吉田支所	売りさばき人氏名又は名称 愛媛県漁業協同組合吉田支所 売りさばき所 宇和島市吉田町立間尻甲428番地 愛媛県漁業協同組合吉田支所	売りさばき人氏名又は名称 吉田町漁業協同組合 売りさばき所 宇和島市吉田町立間尻甲428番地 吉田町漁業協同組合	令和2年4月1日
宇第13号	宇和島市津島町嵐番外23番地2	愛媛県漁業協同組合下灘支所	売りさばき人氏名又は名称 愛媛県漁業協同組合下灘支所 売りさばき所 宇和島市津島町嵐番外23番地2 愛媛県漁業協同組合下灘支所	売りさばき人氏名又は名称 下灘漁業協同組合 売りさばき所 宇和島市津島町嵐番外23番地2 下灘漁業協同組合	令和2年4月1日
宇第15号	宇和島市築地町2丁目5番18号	愛媛県漁業協同組合うわうみ支所	売りさばき人氏名又は名称 愛媛県漁業協同組合うわうみ支所 売りさばき所 宇和島市蔦淵1122番地 愛媛県漁業協同組合うわうみ支所 蔦淵事業所	売りさばき人氏名又は名称 うわうみ漁業協同組合 売りさばき所 宇和島市蔦淵1122番地 うわうみ漁業協同組合 蔦淵支所	令和2年4月1日
宇第42号	宇和島市築地町2丁目5番18号	愛媛県漁業協同組合うわうみ支所	売りさばき人氏名又は名称 愛媛県漁業協同組合うわうみ支所 売りさばき所 宇和島市日振島1682番地 愛媛県漁業協同組合うわうみ支所 日振島事業所	売りさばき人氏名又は名称 うわうみ漁業協同組合 売りさばき所 宇和島市日振島1682番地 うわうみ漁業協同組合日振島支所	令和2年4月1日

○愛媛県告示第896号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年8月7日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

- 住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 2 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項
L A D - 23 F L - 11 活性炭フィルター

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 八 ろ過施設	
特定施設の能力	濾過面積1 24平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あ り （3カ月に1回フィルター洗浄時に汚水等を排出）	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~7.0 最大 6.0~7.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 50
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.2 最大 0.2	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) N B T新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理
処 理 施 設 の 型 式	散気式活性汚泥処理方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 521.1 最大 1,242.1	通常 107.5 最大 184.2
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 493.1 最大 862.1	通常 24.2 最大 69.6
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 548.2 最大 717.6	通常 222.0 最大 240.9
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 25.9 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 17,743 最大 21,439	通常 17,743 最大 21,439

(2) O B T 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 15.7 最大 35.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 27.6 最大 100.0
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.6 最大 3.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 255,200 最大 339,300
----------------------------	--------------------------

(2) 東総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 9.3 最大 20.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第897号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	東温市見奈良字廣坪494番2地先から 同字521番6まで	令和2年8月7日

○愛媛県告示第898号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年8月7日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
2中局建(開)第17号 令和2年7月29日	東温市田窪字水木1867番1、1867番7、1868番1	東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社 ローソン

○愛媛県告示第899号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年8月7日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第18号 令和2年7月31日	伊予郡松前町大字西古泉字若松301番1、302番1	松山市来住町36番地 社会福祉法人寿楽会

○愛媛県告示第900号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	旧	メートル 15.2~27.2	キロメートル 0.049	
		北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	新	15.2~27.2	0.049	

○愛媛県告示第901号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	令和2年8月7日

○愛媛県告示第902号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	串内子線	大洲市柳沢乙617番1地先から 同市柳沢乙617番1地先まで	旧	メートル 7.6~10.7	キロメートル 0.020	
			新	7.6~10.7	0.020	

○愛媛県告示第903号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	串内子線	大洲市柳沢乙617番1地先から 同市柳沢乙617番1地先まで	令和2年8月7日

○愛媛県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員幅, 延長, 備考. Row 1: 県道, 柳沢新谷停車場線, 大洲市喜多山乙729番2から同市喜多山乙729番3まで, 旧, メートル 8.1~9.5, キロメートル 0.016. Row 2: 新, 8.2~10.8, 0.016.

○愛媛県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Row 1: 県道, 柳沢新谷停車場線, 大洲市喜多山乙729番2から同市喜多山乙729番3まで, 令和2年8月7日.

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁中一般
各地方機関
労働委員会事務局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年8月7日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後, 改正前. Each column contains a table for '別表第2 (第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準'. The '改正後' table has 6 columns: 貸与対象者, 品目, 数量, 着用期間, 貸与期間, 備考. The '改正前' table has 6 columns: 貸与対象者, 品目, 数量, 着用期間, 貸与期間, 備考. Row 1: 1~43 省略. Row 2: 44 土木部に勤務する職員のうち、営繕工事の工事監理又は工事監督の業務に従事するもの. Row 3: 45~47 省略. Row 4: 48 審査課工事 作業服, 2 年間, 3年.

検査室に勤務する職員のうち、工事検査業務に従事するもの	作業服(夏)	2	夏期	2年
	防寒服	1	冬期	3年
	雨がっぱ	1	年間	2年
	ヘルメット	1	年間	3年
	ゴム長靴	1	年間	2年
	安全靴	1	年間	3年
	作業靴	1	年間	2年

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
調剤業務支援システムの借入れ(リース)
- (2) 借入物品名及び数量
調剤業務支援システム一式(使用に当たり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置、保守等一式を含む)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書、同別記及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間
- (5) 借入場所
愛媛県立子ども療育センター薬局
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始日前日までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
- (3) 借入物品の搬入設置、必要な配管配線及び稼働調整を適確に実施し、かつ、機器調整や緊急時の修理対応が可能であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立子ども療育センター事務局
〒791 0212
愛媛県東温市田窪2135番地
電話 (089)955 5530

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和2年9月24日(木)午後5時までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和2年9月11日(金)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

- ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和2年9月11日(金)までの日(土、日曜及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

- イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 開札の日時及び場所

令和2年9月25日(金)午前10時
愛媛県立子ども療育センター1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- ア 提出期限

令和2年9月16日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

- イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和2年9月16日（水）午後5時まで、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Pharmaceutical management system , 1 set
- (2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m. , 16 September 2020
- (3) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 25 September 2020 (Time limit of tender by registered mail: 5:00 p.m. , 24 September 2020)
- (4) For further information , please contact: Secretariat , Ehime Rehabilitation Center for Children , 2135 Tanokubo , Toon , Ehime 791 0212 Japan
TEL (089)955 5530

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第5号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年8月7日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
愛媛県公立学校教員採用選考試験	第1次選考試験の項目別得点	省略		愛媛県公立学校教員採用選考試験	第1次選考試験の筆記試験の項目別得点（一般教養及び教職専門科目にあっては、それぞれの得点）、集団面接試験の得点、スポーツの分野の実績等に対する評価点、総合得点及び総合順位（第1次選考試験の不合格者に係るものに限る。）	省略	
	第1次選考試験の項目別得点	省略			第1次選考試験の筆記試験の項目別得点（一般教養及び教職専	省略	

	<p>_____ 及 _____ 及びスポーツの分野の実績等に対する評価点、第2次選考試験の項目別得点 _____ 並びに総合得点及び総合順位</p>				<p>門科目にあつては、それぞれの得点)、集団面接試験の得点及びスポーツの分野の実績等に対する評価点、第2次選考試験の筆記試験及び面接試験の得点並びに総合得点及び総合順位</p>		
省略				省略			